

大津市企業局一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び大津市企業局会計規程（昭和39年公営企業部管理規程第1号）第93条の規定により準用する大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「規則」という。）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月24日

大津市公営企業管理者
南堀 弘

1 競争入札に付する事項

委託業務名	ガス関係用地除草業務
委託業務場所	大津市大石東三丁目ほか
委託期間	契約日の翌開庁日から令和6年11月29日まで
業務概要	除草工・・・除草総面積5,319㎡（除草箇所－14箇所 除草回数－3回）
予定価格	落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。
最低制限価格	設定有
支払条件	委託業務の履行確認後、一括して支払う。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- （1）施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （3）破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- （4）「大津市物品供給等指名停止基準」又は「大津市企業局物品供給等指名業者及び指名停止基準」に基づく指名停止を受けていないこと。
- （5）本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ（ア）にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- （ア）親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- （イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- （ウ）（ア）又は（イ）と同視し得る関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- （ア）一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - （a）会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - （b）会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - （c）会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - （d）会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

<p>d 組合の理事</p> <p>e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずるもの</p> <p>(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合</p> <p>(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>(エ) (ア) から (ウ) までと同視し得る関係にあると認められる場合</p> <p>(6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。</p> <p>ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。</p> <p>イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>(7) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。</p>	
入札参加申請	令和 6 年度大津市委託業務入札参加申請書（以下「指名願」という。）の取扱業務が「清掃業務（取扱品目：除草）」を第一希望に登録、かつ、令和 6 年度大津市工事入札参加申請書（以下「指名願」という。）の希望業種を「造園工事」に登録されている者
業務実績	平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までに、国内における官公庁が発注した同種業務（除草業務）の元受業務実績（業務完了済みのもの）を有する者
所在地	指名願に登録されている本店、支店又は営業所が、大津市内に存すること。

3 入札参加申請書等の提出について

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を大津市公営企業管理者に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、期間内に申請書等の提出がない場合は、入札に参加することができない。

提出書類	<p>(1) 一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書【様式 1】 押印の省略は可とする。 ただし、押印する場合、指名願において、本社から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任している場合は、その受任者の印を押印すること。</p> <p>(2) 業務実績報告書【様式 2】（本社又は支店契約のものも有効とする。）</p> <p>(3) 上記報告書に記載の業務のうち、代表的な業務の契約書及び仕様書の写し</p>
提出方法	<p>(1) 次のア又はイのいずれかにより提出すること。 なお、上記以外の方法により提出した場合、提出期限内であっても無効とする。</p> <p>ア 郵送の場合</p> <p>(ア) 宛先 〒520-8575 大津市御陵町 3 番 1 号 大津市役所内郵便局留 大津市企業局施設部維持管理課長宛</p> <p>(イ) 郵送方法：一般書留又は簡易書留 ※ 封書宛名等記載方法の例【様式 3】により封筒に上記提出書類を入れ、封かんし、表側に「大津市企業局施設部維持管理課長宛」と記載した上で、「申請書在中」の表記並びに業務名、業務場所及び開札日を記載するとともに、入札参加者名を差出人として記載すること。</p> <p>イ 持参の場合</p>

	<p>提出先 大津市企業局施設部維持管理課（市役所新館4階）</p> <p>(2)その他</p> <p>【様式1】の押印を省略した場合、(1)の提出方法に加え、電子メール、ファックスでの提出も可とする。なお、電子メールで送信する場合はPDFのみとし、メール送信した場合は、その旨を維持管理課に電話連絡すること。</p> <p>ア ファックス番号 077-525-1608</p> <p>イ メールアドレス otsu2835@city.otsu.lg.jp</p> <p>ウ 電話番号 077-528-2610</p>
--	--

4 入札等の日程

手続等	期間等	備考
契約条項の閲覧	令和6年4月24日（水曜日） 9時00分から 令和6年5月21日（火曜日） 17時00分まで	（閲覧場所） 大津市御陵町3番1号 大津市役所新館4階 大津市企業局施設部維持管理課
設計図書の閲覧及び交付	上記と同じ	（閲覧） 上記と同じ （交付） 大津市企業局ホームページにて掲載するので、ダウンロードして入手すること。
入札参加申請書等受付期間	令和6年4月24日（水曜日） 9時00分から 令和6年5月10日（金曜日） 17時00分まで（必着）	提出方法等については、「3 入札参加申請書等の提出について」に記載のとおり。
入札参加資格の通知	令和6年5月10日（金曜日） 以降に通知する。	ただし、入札参加資格が「なし」と決定した者についてのみ、電子メールにより通知する。 <u>（参加資格のあるものに対しての通知は行わない。）</u>
入札書等の到達期限	令和6年5月20日（月曜日） 15時00分まで（必着）	—
開札予定日時	令和6年5月21日（火曜日） 9時30分	（開札場所） 大津市役所新館5階 253会議室
表中の期間等については、大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する本市の休日を除く。		

5 入札に関する注意事項

入札方法	<p>【郵便入札】</p> <p>郵送方法：一般書留又は簡易書留</p> <p>（上記以外の方法により郵送した場合は、到達期限までに入札書が到達しても無効とする。）</p> <p>郵送先：〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所内郵便局留 大津市企業局施設部維持管理課長宛</p> <p>郵送書類：入札書及び見積内訳書（日付は両方とも開札日とする。）</p> <p>郵便入札に関する注意事項</p> <p>(1) 入札書及び見積内訳書を郵送する場合には、封書宛名等記載方法の例【様式4】により封筒に入札書及び見積内訳書を入れ、封かんし、表側に「大津市企業局施設部維持管理課長宛」と記載した上で、「入札書在中」の表記、並びに業務名、業務場所及び開札日を記載するとともに、入札参加者名を差出人として記載すること。</p> <p>(2) 入札書郵送後において、開札執行までは入札辞退を認めるものとする。この場合において辞退の申出は任意の様式による入札辞退届による。</p> <p>(3) 郵送に使用する封筒は任意のものとし、入札書については【様式5】を使用すること。</p>
------	---

	<p>と。<u>また、入札書のくじ番号欄に3桁以内の任意の値を記入すること。</u></p> <p>(4) 見積内訳書の表紙については、【様式6】を使用し、次のとおり作成すること。</p> <p>ア 住所、商号又は名称、代表者職氏名を記入し、代表者印を押印すること。 (指名願において、本社から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任している場合は、その受任者の印を押印すること。)</p> <p>イ 記載金額は消費税額及び地方消費税額を含まない額とする。また、入札書の入札金額と見積内訳書の見積金額については、一致させることとする。</p> <p>ウ <u>内訳は一式計上ではなく、数量、単価を積算したものとする。</u></p> <p>(5) 入札者は、本市に到達した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。</p> <p>(6) 入札執行回数は、3回を限度とする。</p> <p>(7) 開札の立会いについて、本入札に参加した者又は開札の立会いに関する委任を受けた代理人は、当該開札に立会うことができる(入札に全く関係のない者は、立会うることができない)。なお、代理人については、開札の立会いに関する委任状【様式7】を持参すること。ただし、立会う者がいない時は、当該入札事務に関係のない企業局職員が立会うものとする。</p> <p>(8) 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。その際の被った損害は入札者の負担とする。</p>
入札の不成立	一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書【様式1】を提出する者がいない場合は、当該入札は不成立とする。
再度入札	<p>(1) 1回目の入札において、予定価格に達する者がいなかった場合、再度入札を行う。</p> <p>(2) 再度入札に関する事項は、再入札通知書に記載し、通知する。</p> <p>(3) 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者とする。ただし1回目の入札が「7 入札無効の要件」に定める入札の無効に該当した者の再度入札は認めない。</p> <p>(4) 再度入札の回数は2回を限度とする。</p>
設計図書等の質問	<p>(1) 疑義等がある場合には、公告日から令和6年5月8日(水曜日)12時00分までに質問書【別紙1】を電子メールで送信すること。(質問が無い場合は、提出不要)なお、電子メールで質問書を送信した場合は、維持管理課に、メール送信した旨を電話連絡すること。</p> <p>(2) 質問書の送信先 大津市企業局施設部維持管理課 otsu 2835@city.otsu.lg.jp</p> <p>(3) 回答方法 大津市企業局ホームページ上において回答(入札書等送付前に必ずホームページにて質問回答の有無を確認すること)する。ただし、申請者の権利、競争上の地位及びその他正当な利益を害するおそれがある場合については、当該質問者にのみ回答する。その場合、受信後、着信した旨の確認メールを維持管理課に送信すること。</p> <p>(4) 回答予定日 令和6年5月9日(木曜日)</p>
入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
器材等	受託者持ち
契約方法	総価契約
落札者の決定方法	落札者は、予定価格の制限の範囲内、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
最低価格が同額の場合	「くじによる落札決定の方法」により、くじで落札者を決定する。
契約金額の決定方法	落札価格をもって契約金額とする。

入札結果の公表	落札決定後、速やかに企業局企業総務部契約管財課において掲示及び大津市企業局ホームページに掲載する。
---------	---

6 入札保証金等に関する事項

入札保証金	規則第5条による。
契約保証金	規則第24条、第24条の2及び第25条による。

7 入札無効の要件

<p>(1) 入札に参加する資格のない者がした入札</p> <p>(2) 見積内訳書の提出がないとき。</p> <p>(3) 入札に際し、不正の行為があったとき。</p> <p>(4) 入札書記載の金額、氏名、印影等入札要件の記載が確認できないとき。</p> <p>(5) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札</p> <p>(6) 入札金額を訂正した入札</p> <p>(7) 直接担当課に持参する、郵便入札が一般書留又は簡易書留ではないなど、郵便入札の方法によらない入札、期限までに到達しなかった入札</p> <p>(8) その他入札に関する条件に違反した入札</p>
--

8 入札者の資格喪失

入札者は、入札期日までにおいて次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

<p>(1) 入札者において、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。</p> <p>(2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。</p> <p>(3) 本件委託業務に着手、又は本件委託業務を遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。</p> <p>(4) その他、不正又は不誠実な行為をし、本市発注の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>

9 注意事項

落札者決定後、契約締結までの間に当該落札者が入札参加の資格喪失に該当した場合、又は指名停止を受けた場合は、当該落札者と契約を締結しない。この場合、大津市は一切の損害賠償の責を負わない。
--

10 その他必要な事項

公告に記載のない事項は、規則及び大津市企業局会計規程による。

11 問い合わせ先

大津市御陵町3番1号 大津市企業局施設部維持管理課 担当：水谷達郎 TEL 077(528)2610
--